



熊野市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、熊野市の区域内において、字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 6 月 23 日

熊野市長 河 上 敢 二

記

- 1 熊野市二木島里町字里に編入する区域
熊野市二木島里町字里 30、31、39 から 41 まで、46、46 の 1、47、51、52、57、57 の 1、57 の 3、58 から 62 まで、65、95 の地先公有水面埋立地 1701. 91 平方メートル
- 2 熊野市二木島里町字ヲコ谷に編入する区域
熊野市二木島里町字ヲコ谷 29 の地先公有水面埋立地 500. 00 平方メートル
- 3 熊野市二木島町字東に編入する区域
熊野市二木島町字東 1047 の 1、1047 の 2、1048、1048 の 2 から 1048 の 5 まで、1049 の地先公有水面埋立地 1039. 10 平方メートル
- 4 熊野市二木島町字三軒屋に編入する区域
熊野市二木島町字三軒屋 1050、1050 の 1、1051 の地先公有水面埋立地 359. 90 平方メートル
- 5 熊野市二木島町字寺下に編入する区域
熊野市二木島町字寺下 1052 から 1055 まで、1056 の 2 の地先公有水面埋立地 806. 00 平方メートル
- 6 熊野市二木島町字小向に編入する区域
熊野市二木島町字小向 351、352 の 1、352 の 2 の地先公有水面埋立地 68. 00 平方メートル
熊野市二木島町字小向 530 の 3 の地先公有水面埋立地 3946. 37 平方メートル
- 7 熊野市二木島町字呼崎に編入する区域
熊野市二木島町字呼崎 306 の地先公有水面埋立地 182. 00 平方メートル
- 8 熊野市二木島町字池田に編入する区域
熊野市二木島町字池田 81 の 1 の地先公有水面埋立地 498. 96 平方メートル
- 9 熊野市大泊町字湊向に編入する区域
熊野市大泊町字湊向 745 の 5、746 の 1、746 の 2、769 の地先公有水面埋立地 2877. 13 平方メートル
- 10 熊野市大泊町字地儀に編入する区域
熊野市大泊町字地儀 770 の地先公有水面埋立地 2866. 95 平方メートル